玉野市週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、玉野市が発注する工事において、週 休2日工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において「週休2日」とは、原則として対象期間における土・日曜日を休日として確保し、現場閉所することをいう。
- 2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。
- 3 この要領において「対象期間」とは、現場着手日から現場完成日までをいい、準備工、片付期間のほか、工場制作のみを実施している期間は除くものとする。

なお、対象期間内には、休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。

- 4 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を 行う場合を除き、現場事務所での事務的作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所さ れた状態をいう。
- 5 この要領において「通期の週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数(発注者が認めた振替日を含む。)を確保し、現場閉所した場合をいう。
- 6 この要領において「月単位の週休2日の達成」とは、通期の週休2日を達成した工事のうち、 対象期間が4週間(28日)以上であり、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を 行う土・日曜日の前後1週間以内(祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。)に確保し、現 場閉所した場合をいう。
- 7 この要領において「週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数(発注者が認めた振替日を含む。)を確保し、現場閉所した場合をいう。

(対象工事)

- 第3条 対象工事は、玉野市が発注する原則すべての工事の中から、発注者が選定するものとする。
- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日工事の対象工事である旨を明 記し、玉野市週休2日工事特記仕様書を添付するものとする。

(実施方法)

- 第4条 週休2日工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望により週休2日工事を実施する 受注者希望型とする。
- 2 受注者は、契約の締結後、現場着手前までに、週休2日工事の実施希望の有無を工事打合せ簿 により、発注者に報告するものとする。
- 3 週休2日工事を実施する受注者は、前項の工事打合せ簿に、休日を明示した「休日等取得計画 表」を添付するものとする。

- 4 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、 振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。なお、振替日は、作業を行う土・日曜 日の前後2週間以内(祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除き、月単位の週休2日の達成の場 合にあっては前後1週間以内。)に設定するものとする。
- 5 その他実施に当たっては、別に定める玉野市週休2日工事特記仕様書により行うものとする。

(設計変更)

第5条 発注者は、受注者が前条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を達成できた場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(滴用)

この要領は、単価適用日が令和7年4月1日以降の工事から適用する。